## 主 文 原判決を破棄する。 本件を東京高等裁判所に差し戻す。 理 由

上告代理人鎌田英次、中島一郎の上告理由について。 第一、本件の問題点

一、本件は、被上告人が、東北大学在学中昭和三七年上告人の実施した大学卒業者の社員採用試験に合格し、翌年同大学卒業と同時に上告人に三か月の試用期間を 設けて採用されたが、右試用期間の満了直前に、上告人から右期間の満了とともに 本採用を拒否する旨の告知を受け、その効力を争つている事案である。被上告人に 対する右本採用拒否の理由として上告人の主張するところによれば、被上告人は、 上告人が採用試験の際に提出を求めた身上書の所定の記載欄に虚偽の記載をし、ま たは記載すべき事項を秘匿し、面接試験における質問に対しても虚偽の回答をした が、被上告人のこのような行為は、民法九六条にいう詐欺に該当し、また、被上告 人の管理職要員としての適格性を否定するものであるから、本採用を拒否するとい うのであり、さらに、被上告人が秘匿ないし虚偽の申告(以下、秘匿等という。) をしたとされる事実の具体的内容は、(1)被上告人は、東北大学に在学中、同大学 内の学生自治会としては最も尖鋭な活動を行ない、しかも学校当局の承認を得てい ない同大学川内分校学生自治会(全学連所属)に所属して、その中央委員の地位に あり、昭和三五年前・後期および同三六年前期において右自治会委員長らが採用し た運動方針を支持し、当時その計画し、実行した日米安全保障条約改定反対運動を 推進し、昭和三五年五月から同三七年九月までの間、無届デモや仙台高等裁判所構 内における無届集会、ピケ等に参加(参加者の中には住居侵入罪により有罪判決を受けた者もある。)する等各種の違法な学生運動に従事したにもかかわらず、これらの事実を記載せず、面接試験における質問に対しても、学生運動をしたことはな これに興味もなかつた旨、虚偽の回答をした、(2)被上告人は、上記大学生活 部員として同部から手当を受けていた事実がないのに月四、〇〇〇円を得ていた旨 虚偽の記載をし、また、純然たる学外団体である生活協同組合において昭和三四年七月理事に選任されて、同三八年六月まで在任し、かつ、その組織部長の要職にあったにもかかわらず、これを記載しなかった、というのである。 二、原判決(その引用する第一審判決を含む。以下同じ。)は、上告人と被上告

採用の拒否を無効としたものである。 三、上告論旨は、要するに、憲法一九条、一四条の規定は、国家対個人の関係において個人の自由または平等を保障したものであつて、私人間の関係を直接規律するものではなく、また、これらの規定の内容は、当然にそのまま民法九〇条にいう公序良俗の内容をなすものでもないのに、これと反対の見解をとり、かつ、上告人が被上告人に申告を求めた事項は、被上告人の過去の具体的行動に関するもので、なんらその思想、信条に関するものでないのに、そうであると速断し、右のような申告を求め、これに対する秘匿等を理由として雇傭関係上の不利益を課するとは、上記憲法等の各規定に違反して違法、無効であるとした原判決には、これ らの法令の解釈、適用の誤りまたは理由不備もしくは理由齟齬の違法があり、また、上告人との間にいまだ正式の雇傭契約の締結がなく、単に試用されているにすぎない被上告人の地位を雇傭関係に立つものと解し、これに対する本採用の拒否を解雇と同視して、労働基準法三条に違反するとした原判決には、法律の解釈、適用の誤りまたは理由齟齬の違法がある、というのである。 第二、当裁判所の見解

- マース (1) で (1) で
- (二) もつとも、私人間の関係においても、相互の社会的力関係の相違から、一方が他方に優越し、事実上後者が前者の意思に服従せざるをえない場合があり、このような場合に私的自治の名の下に優位者の支配力を無制限に認めるときは、劣位者の自由や平等を著しく侵害または制限することとなるおそれがあることは否み難いが、そのためにこのような場合に限り憲法の基本権保障規定の適用ないしは類推適用を認めるべきであるとする見解もまた、採用することはできない。何となれば、右のような事実上の支配関係なるものは、その支配力の態様、程度、規模等においてさまざまであり、どのような場合にこれを国または公共団体の支配と同視す

べきかの判定が困難であるばかりでなく、一方が権力の法的独占の上に立つて行なわれるものであるのに対し、他方はこのような裏付けないしは基礎を欠ら単な存的事実としての力の優劣の関係にすぎず、その間に画然たる性質上の区別が平ちるからである。すなわち、私的支配関係においては、個人の基本的な自由や平容のあるときは、これに対する立法措置によって最近で表が社会的による自治に対する直接であるときは、これに対する立法措に対する一般的制定で私的的な人である。また、場合に関する諸規定等の適切な運用による侵害に対しるものは、人の集か不法行為に関するは、動力のでは、一方のでは、他面で社会的許容性の限度を超える存するのである。といる場合、個人の基本的な自由や平等を極めて重要な法益としてある。といる。といるの場合、これを絶対視することも許されず、論をまたないところである。といるのとは、論をまたないところである。

右の次第で、原判決が、上告人において、被上告人の採用のための調査にあたり、その思想、信条に関係のある事項について被上告人から申告を求めたことは 法律上許されない違法な行為であるとしたのは、法令の解釈、適用を誤つたものと いわなければならない。

三、(一) 右に述べたように、企業者は、労働者の雇入れそのものについては、広い範囲の自由を有するけれども、いつたん労働者を雇い入れ、その者に雇傭関係上の一定の地位を与えた後においては、その地位を一方的に奪うことにつき、肩入れの場合のような広い範囲の自由を有するものではない。労働基準法三条は、前記のように、労働者の労働条件について信条による差別取扱を禁じているが、特定の信条を有することを解雇の理由として定めることも、右にいう労働条件に関する差別取扱として、右規定に違反するものと解される。

このことは、法が、企業者の雇傭の自由について雇入れの段階と雇入れ後の 段階との間に区別を設け、前者については企業者の自由を広く認める反面、後者に ついては、当該労働者の既得の地位と利益を重視して、その保護のために、一定の 限度で企業者の解雇の自由に制約を課すべきであるとする態度をとつていることを 示すものといえる。

(二) 本件においては、上告人と被上告人との間に三か月の試用期間を付した雇傭契約が締結され、右の期間の満了直前に上告人が被上告人に対して本採用の拒否を告知したものである。原判決は、冒頭記述のとおり、右の雇傭契約を解約権留保付の雇傭契約と認め、右の本採用拒否は雇入れ後における解雇にあたるとし、これに対して、上告人は、上告人の見習試用取扱規則の上からも試用契約と本採用の際の雇傭契約とは明らかにそれぞれ別個のものとされているから、原判決の上記認定、解釈には、右規則をほしいままにまげて解釈した違法があり、また、規則内容との関連においてその判断に理由齟齬の違法があると主張する。

思うに、試用契約の性質をどう判断するかについては、就業規則の規定の文言のみならず、当該企業内において試用契約の下に雇傭された者に対する処遇の情、とくに本採用との関係における取扱についての事実上の慣行のいかんをも重視すべきものであるところ、原判決は、上告人の就業規則である見習試用取扱規則の各規定のほか、上告人において、大学卒業の新規採用者を試用期間終了後にともなかつた事例はかつてなく、雇入れについて別段契約書の作成をすることもないたこと等の過去における慣行的実態に関して適法に確定した事実はこれて、本件試用契約につき上記のような判断をしたものであつて、右の判断をしたがで、本件試用契約につき上記のような判断をしたものであつて、有の判断をしたものであって、本件本採用の担合に対する本件本採用の拒否はとができないところである。したがつて、被上告人に対する本件本採用の拒否は、保解約権の行使、すなわち雇入れ後における解雇にあたり、これを通常の雇入れ後における解雇にあたり、これを通常の雇入れる。

(三) ところで、本件雇傭契約においては、右のように、上告人において試用期間中に被上告人が管理職要員として不適格であると認めたときは解約できる旨の特別上の解約権が留保されているのであるが、このような解約権の留保は、大学能力の無力を表現である。その当初においては、その者の資質、性格、いては、その者の資質、性格、の他上告人のいわゆる管理職要員としての適格性の有無に関連する事項にから、後のである。を行ない、適切な判定資料を十分に蒐集することができないたのとのとのであるときは、一定の合理的期間の限定おける調査を付ける雇傭の実情にからがみるときは、一定の合理的期間の限定がある。それゆえるときは、ものというな留保約款をきである。それゆえ、もの留保解的権に基づく解雇の自由が認められてしかるべきものといわなければならない。

(四) 本件において、上告人が被上告人の本採用を拒否した理由として主張するところは、冒頭記述のとおり、被上告人が入社試験に際して一定の事実につき秘匿等をしたこと、なかんずく、被上告人が東北大学在学中に違法、過激な学生運動に

関与した事実があるのにこれを秘匿したということであり、上告人は、このような被上告人の秘匿等の行為に照らすときは、信頼関係をとくに重視すべき上告人の管理職要員である社員としての適格性を欠くものとするに十分であると主張するのである。

以上説示のとおり、所論本件本採用拒否の効力に関する原審の判断には、法令の解釈、適用を誤り、その結果審理を尽さなかつた違法があり、その違法が判決の結論に影響を及ぼすことが明らかであるから、論旨は、この点において理由があり、原判決は、その余の上告理由について判断するまでもなく、破棄を免れない。そして、本件は、さらに審理する必要があるので、原審に差し戻すのが相当である。

- よつて、民訴法四○七条にしたがい、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決 する。

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官 Ł 裁判官 健 郎 関 裁判官 根 鄉 小 裁判官 益 藤 林 男 裁判官 畄 原 昌 裁判官 雄 小下岸天坂岸 信 Ш 武 裁判官 田 盛 裁判官 裁判官 武 吉 勝 裁判官 本 Ė 裁判官 康 夫 江 雄 裁判官 里 清 大 塚 郎 裁判官 辻 髙 Ī 己 裁判官 豊 裁判官  $\blacksquare$